

平成十四年法律第二百二十二号  
知的財産基本法

目次

第一回 総則（第一条—第十一条）	知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三条）
第二回 基本的施策（第十二条—第二十二条）	知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三条）
第三回 知的財産戦略本部（第二十四条—第三十三条）	知的財産戦略本部（第二十四条—第三十三条）
第四回 附則	附則

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解説がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

**第三条** この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

**第四条** この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じく、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じく）。

**第五条** 国は、前二条に規定する知的財産の創

造、保護及び活用に関する基本理念（以下「基

本理念」という。）にのつとり、知的財産の創

造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び

実施する責務を有する。

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのつとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**第七条** 大学等は、その活動が社会全体における

知的財産の創造に資するものであることにかん

がみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普

及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

**第八条** 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場

環境がその重要性にふさわしい魅力あるものと

なるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確

保並びに研究施設の整備及び充実に努めるもの

とする。

**第九条** 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保

護及び活用に関する施策であつて、大学及び高

等専門学校並びに大学共同利用機関における研

究の迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済

社会において知的財産が積極的に活用されつ

れ、その創造力が十分に發揮され、科学革新の

進展にも対応した知的財産の国内及び国外にお

ける迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済

な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

**(権利侵害への措置等)**

**第十六条** 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者（「本邦法人等」という。次条において同じ。）の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

**第十七条** 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていな国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

**(新分野における知的財産の保護等)**

**第十八条** 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

国は、インターネットの普及その他社会経情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

**(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)**

**第十九条** 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図

ることができるよう、知的財産の適正な評価方針の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施設を講ずるものとする。

**第二十条** 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等の他の関係者にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。（教育の振興等）

**第二十一条** 国は、国民が広く知的財産に対する理解と关心を深めることにより、知的財産が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

**第二十二条** 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

**第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画**

**第二十三条** 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」といいう）を作成しなければならない。

推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のためには、政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

二 知的財産の創造、保護及び活用に關し政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

き施策

ることができるよう、知的財産の適正な評価方針の策定その他の事業者が知的財産を有効かつ適正に活用するためには、内閣総理大臣が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。（情報の提供）

**第二十四条** 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務）

**第二十五条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に關すること。

**（組織）**

**第二十六条** 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもつて組織する。（知的財産戦略本部長）

**第二十七条** 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

**四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するためには、内閣総理大臣が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。（知的財産戦略本部員）**

**第二十八条** 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもつて充てる。

**第二十九条** 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 副本部長は、本部長の職務を助ける。（副本部長）

三 当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

**五 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

**六 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。**

**七 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。**

**第四章 知的財産戦略本部**

**（設置）**

**第二十四条** 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するためには、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務）

**第二十五条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に關すること。

**（主任の大臣）**

**第二十六条** 本部に係る事務については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。（政令への委任）

**第二十七条** 本部に係る事務については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

**第三十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十二条** 本部に係る事務については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。（附則）

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第三十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第五十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第六十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第七十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第八十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第九十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十一条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十七条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十八条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百二十九条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十二条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十三条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十四条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十五条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

**第一百三十六条** この法律に定めるもののほか、本部は、内閣総理大臣とす。（附則）

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

**附 則** (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**一 附則第七条の規定** 公布の日

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和二年六月二十四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。